

保険業法施行規則等の一部改正の概要

保険業法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 23 号）の施行に際して必要な内閣府令等の整備を行うもの。概要は以下のとおり。

1 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）

（１）保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、保険契約者への情報提供の充実や契約移転の認可申請時の提出書類の拡充等を図るもの。主な改正は以下のとおり。

- ① 保険契約者への情報提供の充実の一環として、公告事項の記載内容の拡充等を行う。
（第 88 条の 3、第 166 条の 3、第 211 条の 62）
- ② 移転対象契約者が異議を申し立て、かつ、その保険契約につき解約の申込みをした場合に、移転会社が移転対象契約者に払い戻すべき金額を規定する。
（第 89 条の 2、第 167 条の 2）
- ③ 移転対象契約の選定基準の合理性、対象範囲の明確性や移転の必要性等の観点から、当局が移転の是非を判断する上で必要な認可の申請書類の追加や、認可審査時に当局が配慮すべき事項を追加する。
（第 90 条、第 90 条の 2、第 168 条、第 168 条の 2、第 211 条の 64、第 211 条の 64 の 2）
- ④ 保険業を営む株式会社が会社分割により保険契約を承継させる場合も、上記①～④と同趣旨の手当が必要となることから、所要の改正を行う。
（第 105 条の 3 から第 105 条の 7 まで）

（２）同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

- ① 保険募集の再委託は再委託者と所属保険会社等が密接な関係を有する場合に限り可能としているところ、当該グループの範囲を定める。（第 212 条の 2）
- ② 保険募集の再委託を行う場合は、再委託者と所属保険会社等が再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けることとしているところ、当該認可申請書の記載事項及び添付書類について定める。（第 212 条の 3）
- ③ 保険募集の再委託を可能とするに当たり、保険募集人の登録事項等に、再委託者及び再委託に関する所属保険会社等の商号又は名称の追加等を行う。（第 213 条、第 216 条、第 227 条の 2）これに伴い、保険業法施行規則別紙様式の改正も行う。（別紙様式第 17 号）
- ④ ②の認可申請に係る添付書類を変更する場合に、当該変更事項の届出を要する旨規定する。（第 85 条、第 166 条、第 211 条の 55）
- ⑤ ②の認可に際しての標準処理期間を定める。（第 246 条）

2 認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（案）

- 認可特定保険業者等に関する命令（平成 23 年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）の一部改正

認可特定保険業者等について、1（1）と同様の規定を整備するもの。

3 平成十三年金融庁告示第十八号（保険業法施行規則第百五条の六第四項の規定に基づく金融庁長官が定める会社分割により保険契約を承継させる場合の認可の申請の書面の様式並びにその記入及び算出の方法）の一部を改正する件（案）

- 1（1）④において、保険業法施行規則第 105 条の 6 第 4 項が改正されることに伴い、必要な改正を行う。

4 施行期日等

3 月下旬に公布・施行予定。